

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
1	実施方針	2	第1	1	(5)	事業区域	現況図の記載がございますが、敷地測量図及び高低測量図につきましても、今後公表されるという理解で宜しいでしょうか。施設の配置計画にあたり、必要な情報であるため、早期の公表をご検討いただけますよう、宜しくお願いいたします。	業務要求水準書の添付資料にて公表します。
2	実施方針	3	第1	1	(6)	本事業の対象施設	要求水準書のP27に遊具広場「児童公園の遊具を更新する」とありますが、実施方針には「新たに導入する施設」とあります。再整備もしくは新規のどちらでしょうか。	児童公園と交通広場内の遊具広場について、現在の位置から配置を見直し、別の場所に新たに再配置または、統廃合することも可能です。また、設置してある遊具については更新を求め、もしくは新規入替を期待します。
3	実施方針	3	第1	1	(6)	本事業の対象施設	遊園地・梅林・野鳥の森の「園路の範囲」と「改修内容」についての要求水準はあるのでしょうか。	遊園地広場、梅林、野鳥の森を通る西三田ヶ入池を周回する園路のうち、池南側堤体を除く部分を指します。また、池の真ん中を貫く歩道も含まれます(木橋を含む)。業務要求水準書(案) p 22, 23を確認し、全体の統一感がある園路が望ましいです。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、安全で楽しく歩ける回遊性のある園路と同時に、補助的な導線に遊び心ある工夫を期待します。
4	実施方針	3	第1	1	(6)	本事業の対象施設	新たに導入する施設として「遊具広場」、再整備する施設として「児童公園」とありますが、「遊具広場」は冬場利用できなくなる水遊び場とその周辺のことを指すと考えてよろしいでしょうか。	児童公園と交通広場内の遊具広場について、現在の位置から配置を見直し、別の場所に新たに再配置または、統廃合することも可能です。その場合のことを「遊具広場」としており、親水広場と同一とは考えません。
5	実施方針	3	第1	1	(6)	本事業の対象施設	芝生広場が「既存を残置する施設」と「改修する施設」に記載されていますが、どちらの認識を捉えればよろしいでしょうか。	芝生広場は「既存を残置する施設」です。その園路は改修の対象です。
6	実施方針	5	第1	1	(8)	事業方式	自由提案施設について、許可期間が10年という理解ですが、再許可を得る場合、更新条件等がありますでしょうか。	許可を更新する際に協議となります。
7	実施方針	5	第1	1	(10)	事業スケジュール	優先交渉権者決定から契約締結議会までのスケジュールに余裕があるように思われます。より良い提案をさせて頂く上でも、提案書提出時期を再考して頂けないでしょうか。	スケジュールを見直し、募集要項にてお示しします。
8	実施方針	5	第1	1	(10)	事業スケジュール	事業期間について、再整備計画(素案)では20年間とありましたので、2044(令和26)年3月31日までという認識でよろしかったでしょうか。2043年度(令和25年度)では?	ご指摘の通りです。募集要項にて修正します。
9	実施方針	5	第1	1	(10)	公園閉鎖期間	芝生広場・野鳥の森ゾーンとされているところ以外は、全面閉鎖と考えて宜しいでしょうか。	梅林、芝生広場以外は全て閉鎖します。
10	実施方針	6	第1	1	(12)ア	市が支払うサービス購入費	本施設の設計・建設の対価には、設計・建設期間中に発生する①SPC設立に係る費用(司法書士費用及び登記費用等)、②資金調達に係る費用(アレンジメント費用、エージェント費用等)及び③SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
11	実施方針	6	第1	1	(12)ア	市が支払うサービス購入費	本施設の設計・建設の対価には、割賦金がございますでしょうか。割賦がある場合、提案時の割賦に係る基準金利は上限価格を算出された際の金利としていただけるようご検討いただけないでしょうか。	割賦金はあります。基準金利は、募集要項公表時に提示します。
12	実施方針	6	第1	1	(12)ア	市が支払うサービス購入費	本施設の開業準備の対価には、開業準備期間中に発生する①資金調達に係る費用(エージェント費用)及び②SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	実施方針	6	第1	1	(12)ア	市が支払うサービス購入費	本施設の運営・維持管理の対価には、運営・維持管理期間中に発生する①資金調達に係る費用(エージェント費用)及び②SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	実施方針	6	第1	1	(12)ア	市が支払うサービス購入費	本事業の運営・維持管理業務期間中における光熱水費については、市にて別途負担いただけるという理解で宜しいでしょうか。	サービス購入費で運営する施設は市が負担します。(清算項目)独立採算の自由提案施設は事業者負担となります。
15	実施方針	6	第1	1	(12)イ	事業者の収入	利用料金の一定額を超えた場合とありますが、利用料金収入の一定額とはどのような根拠で取り決められますか。	支払方法説明書にて、公表します。
16	実施方針	6	第1	1	(12)イ	事業者の収入	事業者が利用者から得る利用料金で別途貴市が定める上限金額をお示ください。	業務要求水準書(案) p 54をご参照ください。
17	実施方針	6	第1	1	(12)イ	事業者の収入	利用料金収入が一定額を超えた場合、超えた分の一部を貴市に納付すると思いますが、その目的をご教示願います。	行政の財政負担の軽減もしくは、公園のサービス向上のために還元する予定です。
18	実施方針	6	第1	1	(12)イ	事業者の収入	イ 本公園について利用者から得る収入 直近5年程度の利用料金収入について資料の公表をお願いいたします。	業務要求水準書の添付資料にて公表します。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
19	実施方針	6	第1	1	(12)ウ	事業者の収入	自由提案施設の設置に伴う土地使用料及び施設使用料をお示しください。	設置許可が該当します。岡崎市都市公園条例をご参照ください。
20	実施方針	6	第1	1	(12)ウ	事業者の収入	土地使用料及び施設使用料は事業者が市に支払うとありますが、事業者とはグループ全体（SPC）かグループ内の自由提案の事業者（個別）のどちらを指しますか。	グループ内の自由提案の事業者（個別）を想定していますが、グループ全体（SPC）の施設にテナントとして事業者が入る場合はSPCが支払います。
21	実施方針	6	第1	1	(12)ウ	独立採算により行う自主事業に係る収入	「自由提案施設の設置に伴い必要となる土地使用料及び本公園を利用した場合の施設使用料は業者が支払う」とありますが、土地使用料は屋内遊戯施設内部に係るものでしょうか。また、施設使用料と利用料金の違いについてご教示をお願いします。	土地使用料は屋内遊戯施設内部だけでなく、他の独立採算施設も含まれます。土地使用料は設置許可に係るもの、施設使用料は管理許可もしくは占用、行為許可に係るものをご理解ください。
22	実施方針	6	第1	1	(12)ウ	遵守すべき法制度等	「適用時点で最新のもの」とありますが、実施方針が公表された2023年2月14日を基準日と考え、それ以降の法令・基準等変更については、リスク分担表におけるリスクNo.10を適用し、市にてリスクを負担されるとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項の公表時点を基準とします。
23	実施方針	14	第2	2		選定の手順及びスケジュール	参加表明書提出から提案書締切りまで2ヶ月しかなく、競争的対話から募集要項の変更・修正を加味して最終提案書を提出するには期間が短いと思われまます。一ヶ月程度、期間を延ばして頂くことは可能でしょうか。ご教授下さい。	スケジュールを見直し、募集要項にてお示しします。
24	実施方針	14	第2	2		選定の手順及びスケジュール	基本協定書(案)及び事業契約書(案)公表後質問の機会がありますが、それを踏まえた変更・修正の公表と参加表明書提出締切りが同時期になります。各企業並びに応募社内での検討期間が必要になりますのでスケジュールの見直しをお願いします。	No.23をご参照ください。
25	実施方針	14	第2	2		選定の手順及びスケジュール	募集要項等の変更・修正の公表が令和5年9月中旬で提案書締切りが同9月下旬となっております。修正内容にもよりますが短期間では提案書の修正が間に合わずスケジュールの見直しをお願いします。	No.23をご参照ください。
26	実施方針	14	第2	2		選定の手順及びスケジュール	2023年9月下旬の提案書提出を、半月～1ヶ月程度、延伸いただくことは可能でしょうか。8月下旬の競争的対話と、9月中旬の募集要項等の変更修正公表というスケジュールを勘案すると、提案書への修正内容の反映が難しいと考えるためです。	No.23をご参照ください。
27	実施方針	14	第2	2		選定の手順及びスケジュール	参加表明書提出から提案書締切までが2ヶ月間で、その間に競争的対話を行い募集要項の変更があり、その後に提案書を修正し提案書を提出するには、期間が短く対応が困難なため、提案書提出時期を延期（半月～1ヶ月）していただけることは可能でしょうか。	No.23をご参照ください。
28	実施方針	14	第2	2		選定の手順及びスケジュール	2023年（令和5）年4月中旬に公募関係資料に関する質問締切り、との記載がございます。資料の公表から締め切り日まで日数が短いため、要求水準等に関する質問の受付について、別途設けていただけないでしょうか。	No.23をご参照ください。
29	実施方針	14	第2	2		選定の手順及びスケジュール	8月下旬の競争的対話から9月下旬の提案書提出までの期間が短く、競争的対話の結果を反映した提案書を作成するために、提案書提出を10月下旬頃に変更して頂けませんでしょうか。	No.23をご参照ください。
30	実施方針	14	第2	2		選定の手順及びスケジュール	「9月中旬 募集要項等の変更・修正公表」とございますが、提案書提出が9月下旬ですと募集要項等の変更修正内容を提案書等に反映できませんので、提案書の提出を遅らせて頂くか、募集要項等の変更修正公表を前倒しして頂けませんでしょうか。	No.23をご参照ください。
31	実施方針	14	第2	2		選定の手順及びスケジュール	「基本協定書(案)及び事業契約書(案)の公表」が6月上旬に予定されておりますが、当該資料が公表されないと参加検討が困難です。4月中の公表を頂けないでしょうか。	No.23をご参照ください。
32	実施方針	14	第2	2		選定の手順及びスケジュール	「基本協定書(案)及び事業契約書(案)の変更・修正公表」が参加申請〆切と同時期の7月下旬に予定されておりますが、参加表明提出の検討には、変更後の当該資料が必要です。変更・修正公表の一ヶ月程度前倒しをお願いします。	No.23をご参照ください。
33	実施方針	14	第2	2		選定の手順及びスケジュール	9月中旬に「募集要項等の変更・修正公表」が予定されておりますが、9月下旬の提案提出に影響があるような事項が公表されても対応困難です。募集要項等の修正は8月中旬までに完了して頂きますようお願いいたします。	No.23をご参照ください。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
34	実施方針	14	第2	2		選定の手順及びスケジュール	募集要項等の変更・修正公表（9月中旬）と、提案書締切り（9月下旬）の日にちが近いため修正の内容によっては提案書の修正が間に合わない可能性があります。スケジュールの見直し（前倒し）をお願いします。	No.23をご参照ください。
35	実施方針	14	第2	2		選定の手順及びスケジュール	基本協定書(案)及び事業契約書(案)について、変更修正公表と参加表明書提出締切りの日にちが近いいため各社間の調整が困難と思われま。基本協定書(案)及び事業契約書(案)の公表（6月上旬）、変更修正公表（7月下旬）のスケジュールの見直し（前倒し）をお願いします。	No.23をご参照ください。
36	実施方針	14	第2	2		選定の手順及びスケジュール	募集要項等の変更・修正公表と提案書締切の日にちが近いいため各社間の調整が困難と思われま。競争的対話（8月下旬）、募集要項等の変更・修正公表（9月中旬）のスケジュールの見直し（前倒し）をお願いします。	No.23をご参照ください。
37	実施方針	14	第2	2		選定の手順及びスケジュール	「提案に関するヒアリングの実施」について、プレゼンテーションも実施するという理解でよろしいでしょうか。その場合、提案書に記載したものに限り、動画や模型は使用不可という理解でよろしいでしょうか。（応募者の負担軽減、公平性の観点により、動画や模型は不可として頂きたい）	募集要項をご参照ください。
38	実施方針	14	第2	2		選定の手順及びスケジュール	「基本協定書（案）及び事業契約書（案）の公表」が6月上旬に予定されておりますが、募集要項の公表と同時ではない理由をご教示下さい。	募集要項等の公募資料が整い次第、公表した方がよいと考えたためです。
39	実施方針	17	第2	3	(7)	競争的対話の実施	2023年7月下旬の参加表明書提出時に、「概要提案書」の提出を求められておりますが、具体的な内容・ボリュームについて、ご教示願います。	募集要項にてお示しします。
40	実施方針	17	第2	3	(7)	競争的対話の実施	概要提案書の作成にあたり、様式や枚数等の規定は、今後公表して頂けますでしょうか。	No.39をご参照ください。
41	実施方針	17	第2	3	(7)	競争的対話の実施	提案概要書について、公平性及び応募者の負担軽減の観点から、様式（書式や記載項目、枚数等）を指定して頂けませんでしょうか。	No.39をご参照ください。
42	実施方針	17	第2	3	(7)	競争的対話の実施	競争的対話で提出した内容が提案時に変更となることは問題ない、という理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たしている限り、問題ありません。
43	実施方針	17	第2	3	(7)	競争的対話の実施	競争的対話を踏まえ、概要提案書と最終的な提案書の内容が変更しても問題ないでしょうか。	No.42をご参照ください。
44	実施方針	17	第2	3	(7)	競争的対話の実施	競争的対話の結果によって、提案内容が大幅に変更となる可能性があり、また評価対象とならない概要提案書を事前に作成し、提出するのは応募者にとって負担となるので、競争的対話では確認事項のやり取りのみとしていただけないでしょうか。	競争的対話については、各社の提案事項が要求水準の未達にならないか、という確認の場です。そのため、考えている提案事項を簡単にでも教えて頂かないと確認ができないということになりますので、何らかの概要提案は求める必要があると考えます。
45	実施方針	17	第2	3	(7)	競争的対話の実施	8月下旬に予定される競争的対話において概要提案書の提出が求められるようですが、提案提出まで一ヵ月程度しか時間がなく、大幅な提案内容の変更は困難な時期です。対話を早めるか概要提案書の提出を中止するかの対応を要請します。	スケジュールを見直し、募集要項にてお示しします。
46	実施方針	19	第2	4	(1)	応募者の構成等	その他の企業に民間の自主事業企業は含まれますか。また含まれる場合、参加表明提出時までに企業名及び企業が担当する業務を明らかにする必要がありますか。	含まれます。参加表明提出時点で企業名を明らかにしなくて結構です。ただし、提案書に記載された事業内容の変更は認められませんので、担当する業務内容等については、明示いただく必要があります。
47	実施方針	19	第2	4	(1)	応募者の構成等	「建築企業」と「土木企業」それぞれ工事を担当する企業を区別しておりますが、要求水準を達成できれば、業務分担は選定事業者内で取決めてもよろしいでしょうか。	問題ありません。
48	実施方針	20	第2	4	(3)	応募者の参加資格要件	建築企業は「市内に建設業法上の主たる営業所を有する者（市内業者）で、岡崎市総合評定値 1100 点以上である」者が必須ということでしょうか。左記の者が含まれないグループは参加が認められないという理解でよいでしょうか。	業務要求水準書(案) p 20をご参照ください。
49	実施方針	20	第2	4	(3)	応募者の参加資格要件	土木企業は「市内に建設業法上の主たる営業所を有する者（市内業者）で、岡崎市総合評定値 1200 点以上である」者が必須ということでしょうか。左記の者が含まれないグループは参加が認められないという理解でよいでしょうか。	No.48をご参照ください。
50	実施方針	20	第2	4	(3)	参加資格要件	維持管理企業・運営企業の参加資格要件として、支店等を有する等の要件は特に記載がありませんが、大型遊具のある公園では危機管理体制の面からも必要かと考えますが市の見解をお示しください。	法令上の資格等や実績を要件としており、支店等の有無は問いません。危機管理や安全性への配慮については、提案書にて確認させていただきます。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
51	実施方針	21	第2	4	(3)	応募者の参加資格要件	(イ) 都市公園等の公共施設の運営に関して、管理者としての現在履行中の案件を含め、実績を有していること。との記述がございます。実績には図書館や複合施設のような公共施設の実績も含むとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項にて「都市公園やそれに類するものの施設等」に修正します。図書館や複合施設のような公共施設の実績も含むと考えます。
52	実施方針	21	第2	4	(3)	応募者の参加資格要件	コ 運営企業は、次の要件を満たしていること、との記述がございます。複数企業で共同して運営業務を行う場合、そのうちの1社が当該実績を満たしていればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
53	実施方針	21	第2	4	(3)	参加資格要件	運営企業の要件で、管理者としての現在履行中の案件とありますが、指定管理業務管理者との認識でよろしいでしょうか。	指定管理業務だけでなく、「都市公園やそれに類するものの施設等」の管理を行う事業者を想定しています。
54	実施方針	21	第2	4	(4)	応募者の制限	入札参加停止の処置を受けている場合は、構成企業又は協力企業になることはできないと、明記されていますが、参加申請後、工事現場（国・県・市町村等）での災害・事故等において指名停止となった場合、参加資格を取り消されることはあるのでしょうか。また、優先交渉権者に選定され、本契約までの期間についても同様でしょうか。ご教授下さい。	参加表明から仮契約までの間に入札参加停止の処置を受けた企業は、参加資格が取り消されます。仮契約以降の軽微な処置を受けた参加資格の取り消しはございません。
55	実施方針	21	第2	4	(4)	応募者の制限	コ 本事業の業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者との記述がございます。人事面において関連がある者について、社外監査役、及び社外取締役は除外されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
56	実施方針	21	第2	4	(4)	応募者の制限	構成企業又は協力企業になることができない業者について、実施方針説明会にて泉陽興業（株）と口頭で制限の追加がありました。他にもあるのでしょうか。	ありません。
57	実施方針	23	第2	5		審査及び選定に関する事項	本事業の上限金額（予定価格）は募集要項公表時に公表されるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項にてお示しします。
58	実施方針	23	第2	5		審査及び選定に関する事項	選定委員には、「関心表明」等を含め提出しました全ての資料が配布され審査となるのでしょうか。	提案に係るもののみです。
59	実施方針	24	第2	7	(1)	応募に係る提案書類の取扱い	優先交渉権者に選定され基本協定締結後提出された提案書等をホームページで公開するとありますが、提案書には各企業のノウハウが盛り込まれており公表されることで事業者各社の今後の競争上の地位及び利益が著しく脅かされ、競争の公平性が損なわれる恐れがあり修正を求めます。	「提出された提案書」については返却しないこととし、開示請求があった場合は「岡崎市情報公開条例」に基づき取り扱うものとします。募集要項にて修正します。
60	実施方針	24	第2	7	(2)	著作権	提案書のホームページ公開について、民間のノウハウが守られないと考えます。お考えをご教示願います。	No.59をご参照ください。
61	実施方針	24	第2	8		SPCの設立等	特別目的会社（SPC）の所在地を本事業用地として登記することは可能でしょうか。	可能です。
62	実施方針	24	第2	8		SPCの設立等	SPC所在地を管理事務所など本事業用地内とすることは認められるでしょうか。	認められます。
63	実施方針	25	第3	1	(1)	責任分担	大型遊具については維持管理は市が業者と契約し管理するとありますが、大型遊具不良・機器入替等の発生による期間利用収入減の負担は、市が支援して頂けるのでしょうか。	事象発生時に市と協議により、決定します。
64	実施方針	26	第3	4	(5)	事業者に対する支払額の減額等	増額等のインセンティブを与える条件について、別途協議するとありますが、募集要項等で示していただけるのでしょうか。	結果が得られた際に、市と協議にします。
65	実施方針	28	第4	2		大屋根（人工芝広場）の面積について	大屋根の2500平米以上は、複数の屋根に分けてもよいでしょうか。柔軟に提案させていただけると助かります。	募集要項にて、大屋根2200㎡以上に修正します。必ずしも1基である必要はありませんが、屋根の下の活用と併せてご提案願います。
66	実施方針	28	第4	2		施設の規模	屋内遊戯施設及び交通広場管理棟は参考延床面積が記載されていますが、必ずしも記載された面積にこだわらず、多少の面積増減はお認めいただけますでしょうか。	屋内遊戯施設は800㎡以上1000㎡未満に修正します。交通広場管理棟は提案する機能、配置により増減を認めます。
67	実施方針	28	第4	2		施設の規模	交通広場は既存と同等又は同等以上とありますが、 ①「既存の交通広場」の対象範囲・面積をご教示願います。 ②既存の交通広場内に遊具等が配置されたスペースの面積は、「既存の交通広場」の面積に含まれないという理解で宜しいでしょうか。	①面積：約16000㎡ ②含みます 「交通」広場としての機能に関し同等以上と考えています。必ずしも面積要件を示唆するものではありません。また、遊具の配置は必須ではなく任意とします。別の場所に再配置も可能です。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
68	実施方針	28	第4	2		施設の規模	再整備施設の駐車場の必要台数が386台以上とありますが、公園北側の梅林付近の臨時駐車場台数も含めて宜しいでしょうか。	ご指摘の場所は芝生広場かと思われます。繁忙期のみ臨時的に駐車スペースとして活用しています。整備後も同様の扱いは認めますが、業務要求水準で求める必要台数に含めることは認めません。
69	実施方針	28	第4	2		施設の規模	駐車場に関して、自転車・バイク等の可能台数スペースをお示しください。	配置、駐輪可能台数は提案を求めます。
70	実施方針	28	第4	2		施設の規模	駐車場の一部有料化は検討いただけないでしょうか。(有料期間・有料曜日の設定・イベント開催時等)	有料化は認めません。
71	実施方針	30	第6	2	(1)	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	基本協定書において、独禁法違反及び談合等により違約金が課される場合、本事業において独禁法違反及び談合等を行った場合に限定して頂けますようご検討をお願い致します。本事業に限定されない場合、構成員にとってリスクが過大となり、本事業への参加が困難となる可能性がございます。	検討します。
72	実施方針	30	第6	2	(1)	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	基本協定書において、構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付け(帰責性を有するものが連帯して負担)として頂きますようご検討をお願い致します。	検討します。
73	実施方針	30	第6	2	(1)	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	基本協定書について、事業契約において基本協定書と同様の事由による違約金が規定されるケースが一般的かと存じますので、基本協定書における違約金については、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形としていただけますでしょうか。	検討します。
74	実施方針	30	第6	2	(1)	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	維持管理・運営期間における、事業者帰責事由による契約不履行により課される違約金相当額は、プロジェクトファイナンスの融資対象外となる場合があります。一般的に融資金融機関から資金の積み立てを要求され、事業者が調達することになります。違約金が多額になる場合、金利などの費用が増加してしまう可能性がありますので、PFI事業において一般的な運営・維持管理費の年額の10%程度としていただきますようお願いいたします。	検討します。
75	実施方針	30	第6	2	(2)イ	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	市は事業者に生じる損害を賠償するとありますが、優先交渉権者に決定した場合は提案に伴う費用についても範囲に含まれると理解してよろしいでしょうか。	提案に伴う費用については範囲外になります。
76	実施方針	34	添付資料	リスク分担表(案)	(1)	用地確保リスク	本事業敷地内の土地は全て市が所有しているとの理解でよろしいでしょうか。また、本事業の実施に伴い、新規で土地を取得する予定はございますか。	本事業の該当区域は市有地とお考え下さい。新たに土地取得予定はありません。
77	実施方針	34	添付資料	リスク分担表(案)	(1)	法制度・税制度・許認可リスク	事業所税が課税される場合、事業所税の税率変更リスクは貴市の負担となる認識で宜しいでしょうか。事業所税は事業者の利益に対して課税されるものではないため、事業所税の税率変更に伴う納付額の増加が、特定目的会社の収支計画の悪化要因となり、事業の継続が困難になる可能性も想定されますので、事業所税の税率変更リスクは貴市の負担としていただきますようお願いいたします。	税率の変更は、事業所税に関わらず、法人税等も同様に、将来の情勢によって変動の可能性があるものであり、本件PFI事業以外の民間事業も含め、民間事業者が岡崎市内で一定の規模以上の事業を行う上では平等に課税される税であるため、事業者の負担によるものとします。
78	実施方針	34	添付資料	リスク分担表(案)	(1)	第三者賠償リスク	事業者側が適切に業務を実施していたにも関わらず、事業者側で対応すべき業務の範囲を超えた事象により第三者への賠償が発生した場合(例えば、事業者で修繕すべき範囲を超えた施設の劣化を起因とした第三者への賠償等)については、事業者は責任を免れるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
79	実施方針	35	添付資料	リスク分担表(案)	(2)	不可抗力リスク	不可抗力について一定の金額までは事業者負担とした場合、不可抗力を事由とする建物や機械の修繕費用(設備入れ替え等)は所有者である貴市が全額負担し、事業者の費用負担の範囲は維持管理業務に係る費用に限定して頂くようご検討をお願い致します。	リスク分担表の記載の通りです。
80	実施方針	35	添付資料	リスク分担表(案)	(2)	不可抗力リスク	不可抗力には感染症(COVID-19等)が含まれるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
81	実施方針	35	添付資料	リスク分担表(案)	(2)	物価変動リスク	物価変動リスクの調整方法について、支払方法説明書(案)で提示とありますが、提示していただけるのでしょうか。	支払方法説明書にてお示しします。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
82	実施方針	35	添付資料	リスク分担表(案)	(2)	物価変動リスク	物価変動によるコストの変動は、支払い方法説明書(案)で提示となっています。 電気・ガスなどエネルギーコストの上昇は引き続き継続すると想定しており、コスト上昇分の反映をお願いします。	No.81をご参照ください。
83	実施方針	35	添付資料	リスク分担表(案)	(2)	物価変動リスク	人件費の上昇についても「物価変動リスク」に反映をお願いします。	No.81をご参照ください。
84	実施方針	35	添付資料	リスク分担表(案)	(2)	物価変動リスク	※2に「具体的な調整方法については、支払方法説明書(案)において提示する」と記載がありますが、電気やガス等の水光熱費も対象という理解でよろしいでしょうか。	No.81をご参照ください。
85	実施方針	35	添付資料	リスク分担表(案)	(2)	物価変動リスク	人件費も対象という理解でよろしいでしょうか。	No.81をご参照ください。
86	実施方針	35	添付資料	リスク分担表(案)	(2)	物価変動リスク	リスク分担表(案)(2)物価変動リスクについて、一定程度の下降又は上昇があった場合は、一定調整すると明記されています。一定程度とはどれぐらいを想定されているのか。また選定事業者が物価上昇に対し協議をお願いした場合は、協議に応じて頂けるのか。ご教授下さい。	No.81をご参照ください。
87	実施方針	35	添付資料	リスク分担表(案)	(2)	物価変動リスク	物価上昇に対するリスクについては明記されていますが、同様に人件費・労務単価等も上昇をすと思われま。人件費・労務単価等についても変動リスクとして考えてよろしいでしょうか。ご教授下さい。	ご理解の通りです。
88	実施方針	35	添付資料	リスク分担表(案)	(2)	工事費増大リスク	リスク分担表(案)(2)建設費増大リスクについて、選定事業者の調査により新たに必要と判断されたものについては、変更対象との認識でよろしいでしょうか。ご教授下さい。	変更対象の可否については、新たに必要とされたものの内容によるため、現時点ではお答えできません。
89	実施方針	36	添付資料	リスク分担表(案)	(3)	施設損傷リスク	利用者等第三者による施設の損傷(通常予見可能な範囲等)との記載がございます。通常予見可能な範囲とは具体的にどの程度の範囲を想定されていますか。	公園を利用する中で、事象が発生する範囲を想定しています。
90	実施方針	36	添付資料	リスク分担表(案)	(3)	修繕費増大リスク	修繕費が予見できず、かつ市の責めにより予想を上回った場合は市が対応するとしているが、具体例としてどのようなケースを設定しているのでしょうか。	市主催で実施した事業によるものとします。
91	実施方針	37	添付資料	リスク分担表(案)	(4)	運営コストリスク	運営コストリストのN071市の指定する団体の参画に起因する業務量増のリスクとありますが、具体的計画される団体・規模感をご開示ください。	必要に応じて、市にお問い合わせください。
92	実施方針	37	添付資料	リスク分担表(案)	(4)	需要リスク	新型コロナウイルス感染防止対策等のための施設休業や営業時間短縮が貴市から発令され、事業者の収益減少となる場合は、市の施策変更に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
93	実施方針	37	添付資料	リスク分担表(案)	(4)	一般的損害リスク	施設利用者による備品への損傷や盗難も想定されますので、事業者のリスク負担は事業者の事由による場合に限定いただけますでしょうか。	想定的事象となりますので、事象が起こった際に協議とさせていただきます。
94	実施方針	37	添付資料	リスク分担表(案)	(4)	※2	物価変動リスクについて、支払方法説明書(案)に示されるとのことですが、当該資料は事業契約書(案)の添付資料になるのでしょうか。	添付資料になります。
95	業務要求水準書(案)	8	第1	6		著作権	「市は提案書等をホームページ等で公表する」とありますが、提案書等は応募企業の営業秘密にあたる大切な情報であることをご考慮頂き、十分な協議を経て公表頂きますようお願いいたします。	No.59をご参照ください。
96	業務要求水準書(案)	11	第1	9		本事業の対象施設	対象エリアの詳細区分を提示して頂けないでしょうか。業務区分を明確にするためです。	業務要求水準書の添付資料にて公表します。
97	業務要求水準書(案)	11	第1	9		本事業の対象施設	再整備する施設について、再整備手法(新設または改修)は事業者の提案による、との理解でよろしいでしょうか。	撤去及び更新での整備をご検討ください。
98	業務要求水準書(案)	12	第1	10		民間自主事業	SPCの経営安定性確保のため、自由提案施設を提案する場合に、貴市との契約主体はSPCではなく自由提案施設実施企業であることも認められるでしょうか。	認められます。
99	業務要求水準書(案)	13	第1	10	—	事業の範囲	池の噴水施設、池の管理施設について「運営準備業務」「運営業務」とあるが業務水準はありますか。	池の噴水施設の運営業務は、非常時対応業務や事業期間終了時の引継ぎ業務が該当します。池の管理施設については、「運営準備業務」「運営業務」はありません。業務要求水準書を修正します。
100	業務要求水準書(案)	14	第2	2	2-1 (1)	事業統括責任者の配置	こららの業務はサービス対価に含まれていると考えますが、その際に市が想定されている実務経験年数等、ありますか。	統括管理業務を滞りなく実施できる方であれば、実務経験等の規定はしていません。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
101	業務要求水準書（案）	14	第2	2	2-1 (4)	株主総会	株主総会では主に決算やプロジェクト関連契約を決議しております、決算書類や契約書は株主総会の資料としてはではなくても、ご提出しご確認いただける機会があるため重複してしまうこと、また、開催の都度、資料や議事録を提出することにより双方に工数がかかってしまうので、資料及び議事録の提出を要求水準から削除していただけますでしょうか。	業務要求水準書から株主総会に関する項目を削除します。
102	業務要求水準書（案）	14	第2	2	2-1 (4)	株主総会	株主総会は現地開催だけではなく、やむを得ず書面にて決議をする場合がございます。書面決議の場合は、郵送で各社に議事録の押印手続きをするため、開催後10営業日以内に資料及び議事録の写しを提出することが難しいため、提出期限を開催後1ヶ月半以内などとして余裕を持ったスケジュールをご検討いただけないでしょうか。	No.101をご参照ください。
103	業務要求水準書（案）	15	第2	2	2-1 (5)	取締役会	取締役会では主に決算やプロジェクト関連契約を決議しております、決算書類や契約書は株主総会の資料としてはではなくても、ご提出しご確認いただける機会があるため重複してしまうこと、また、開催の都度、資料や議事録を提出することにより双方に工数がかかってしまうので、資料及び議事録の提出を要求水準から削除していただけますでしょうか。	No.101をご参照ください。
104	業務要求水準書（案）	15	第2	2	2-1 (5)	取締役会	取締役会は現地開催だけではなく、やむを得ず書面にて決議をする場合がございます。書面決議の場合は、郵送で各社に議事録の押印手続きをするため、開催後10営業日以内に資料及び議事録の写しを提出することが難しいため、提出期限を開催後1ヶ月半以内などとして余裕を持ったスケジュールをご検討いただけないでしょうか。	業務要求水準書から取締役会に関する項目を削除します。
105	業務要求水準書（案）	15	第2	2	2-1 (6)	事業評価	モニタリング基本計画書はどのようなものでしょうか。	モニタリング基本計画書とは、事業者が、本事業を実施するにあたり、業務要求水準等の履行と事業契約の履行状況をモニタリングする基本的な考え方及び内容を示す書類です。
106	業務要求水準書（案）	15	第2	2	2-1 (6)	ア モニタリング実施計画書等の作成	事業契約の締結後、モニタリング基本計画書を基にセルフモニタリング実施計画書を作成すること。との記述がございます。モニタリング基本計画書と実施計画書、ほぼ同一の内容となると考えておりますが、作成は実施計画書のみとすることに变更していただくことはできませんでしょうか。 基本計画と実施計画の双方を作成する場合、基本計画書と実施計画書の内容の違いについて、具体的にご教示ください。	モニタリング基本計画書は、モニタリング実施計画書を作成するための骨子であり、セルフモニタリング実施計画書とは、モニタリング基本計画書及び事業契約に基づく事業全体のモニタリング計画書のことです。
107	業務要求水準書（案）	17	第3	1		立地条件	事業範囲の平面図のCADデータをご提供いただけないでしょうか。	公表します。
108	業務要求水準書（案）	17	第3	1		立地条件	公園内の建築施設の床面積を制限（3000㎡）を緩和と記載がありますが、具体的な面積をご教示願います。	上限は設定しておりません。ただし都市公園法および各種法令の規定は適法ですので、ご提案の内容をご確認ください。
109	業務要求水準書（案）	18	第3	2	2-2	基本方針	方針3の歴史とは具体的に何をさすものかご教示願います。	業務要求水準書の事業の目的をご参照ください。
110	業務要求水準書（案）	18	第3	2	2-2	基本方針	「地域」、「市民」、「地域市民」、「周辺地域」の違いは何かご教示願います。	【地域】岡崎市都市計画マスタープランに記載のあります地区別構想に基づき、園のある岡崎地域を示しています。 【周辺地域】岡崎地域に接する地域を示しています。 【市民、地域市民】は、来園者に修正します。
111	業務要求水準書（案）	19	第3	2	2-3 (5)	インクルーシブへの配慮	市としての方針などがありましたら、開示して頂けないでしょうか。	誰もが利用できる施設として、遊具単体ではなく、駐車場からの動線も含めた総合的な整備提案を期待しています。
112	業務要求水準書（案）	19	第3	2	2-3 (5)	インクルーシブへの配慮	児童公園の遊具更新の際とあるが、今回の事業提案者が行うものか、それとも別途定められた更新の時期に別業者が行うものでしょうか。また、本事業によるものであれば、遊具の新調設置するに伴い使用料の課金を行って良いでしょうか。	今回の再整備事業での提案をお願いします。児童公園の遊具は無料の施設での整備をご提案ください。
113	業務要求水準書（案）	19	第3	2	2-3 (5)	インクルーシブへの配慮	遊園地北側の既存の児童公園をインクルーシブな遊び場として提案する場合、児童公園に至る動線でユニバーサルデザイン対応ルートの指定はありますか（特定の駐車場からのルート確保など）。	ルートの指定はありません。
114	業務要求水準書（案）	19	第3	2	2-3 (9)	既存の自然環境の活用	梅林や野鳥の森の持つ自然環境を活用して魅力の向上を図るとありますが、そのための既存樹木の伐採は可能でしょうか。	可能です。
115	業務要求水準書（案）	19	第3	2	2-3 (11)	公園利用者の利便性の向上	駐車場ゾーンに記念碑等ございますが、撤去及び移設は可能でしょうか。また、不要な樹木の伐採は可能でしょうか。	可能ですが、事前に市との協議をお願いします。
116	業務要求水準書（案）	19	第3	2	2-3 (11)	公園利用者の利便性の向上	自由提案施設の飲食店、物販店、サービス店等を屋内遊戯施設等その他の施設建物内に併設することは可能でしょうか。	可能です。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
117	業務要求水準書(案)	20	第3	3	3-1	公園全体におけるゾーニング(案)	本公園の現況図面の提供をお願いします。	業務要求水準書の添付資料にて公表します。
118	業務要求水準書(案)	20	第3	3	3-1ウ	遊園地ゾーン	遊園地遊具はそのままとあるが、それは、料金徴収している遊具のことでしょうか。それは、どの遊具でしょうか。	観覧車、リスコプター、メリーゴーランド、てんとう虫のサンパ、ティーカップ、サイクルモノレール、子供汽車が該当します。
119	業務要求水準書(案)	20	第3	3	3-1ウ	遊園地ゾーン	遊園地ゾーン遊園地遊具はそのままとし、とありますが大型遊具を示すのでしょうか。	No.118をご参照ください。
120	業務要求水準書(案)	20	第3	3	3-1エ	池ゾーン	池の上部利用は、可能でしょうか。可能な場合であっても制限などが、ありますでしょうか。	上部利用は可能です。ただし景観に配慮したものに限りです。(水面全域を覆うなどは不可) 詳細については別途ご協議いただきます。
121	業務要求水準書(案)	21	第3	3	3-1エ	公園全体におけるゾーニング(案)	木橋は老朽化により改修とありますが、どの程度の改修を想定しておられるのでしょうか。橋脚からすべて撤去する必要がありますでしょうか。	橋脚からの撤去が必要となります。
122	業務要求水準書(案)	21	第3	3	3-1カ	レクリエーション	「ウ 遊園地ゾーン」と「カ レクリエーションゾーンにそれぞれ児童公園について表記がありますが、2カ所という解釈でよろしいでしょうか。	あくまでゾーン案を提示したものであり、箇所数に指定はありません。
123	業務要求水準書(案)	21	第3	3	3-1カ	レクリエーションゾーン	農業用ため池の敷地境界を越えて造成(盛土)を行うことは認められますでしょうか。埋設管路の上部利用(建築物や工作物の設置)について条件がありましたらお教えください。	農業用のため池への造成(盛土)は施工不可となります。ただし、現状の状態での上部利用は可能ですので、張り出しのテラスなどは設置可能です。また木橋の改修に必要な部分については別途ご協議いただきます。
124	業務要求水準書(案)	22	第3	3	3-2	動線計画	公共交通機関の利便性配慮とは何を想定しているのかお考えをお示しくください。	バス停の設置や乗降スペースの確保を想定しています。
125	業務要求水準書(案)	22	第3	3	3-2	動線計画	全ての出入口に駐輪スペースを確保するという解釈でよろしいでしょうか。	全ての出入口に設置は必要ありません。なお、園内への自転車の乗り入れは禁止とします。
126	業務要求水準書(案)	22	第3	3	3-2	動線計画	補助的なアクセス動線とは何を想定しているのかお考えをお示しくください。	車椅子での通行はできないが、人が通れる動線を確保する提案を期待しています。
127	業務要求水準書(案)	22	第3	3	3-2	動線計画	補助的なアクセス動線を確保するとはどのような意味でしょうか。	No.126をご参照ください。
128	業務要求水準書(案)	22	第3	3	3-2	動線計画	「補助的なアクセス動線」は具体的にはどのような施設をイメージしているのでしょうか?	No.126をご参照ください。
129	業務要求水準書(案)	22	第3	3	3-2	動線計画	公園南に位置する入口及び公園駐車場は隣接する南側商業施設駐車場から乗入れるような形態に見受けられます。公共用道路用地の接道はありますでしょうか?	あります。ただし商業施設と商業施設駐車場の間と通行する形になるため、当該駐車場(第5駐車場)での現状以上の駐車台数の増加となる配置はご遠慮ください。
130	業務要求水準書(案)	22	第3	3	3-2	動線計画	上記回答で「接道がない場合」は、現在ある南側入口の制限は可能でしょうか。	接道はあります。
131	業務要求水準書(案)	22	第3	3	3-3	造成計画	鉄塔基礎の撤去を市に依頼した場合、市の負担で撤去して頂けるとの理解でよいでしょうか。その場合の時期・期間を、どのように想定していますでしょうか。	施工の2年前までの通知を条件として、市で撤去を手配します。
132	業務要求水準書(案)	22	第3	3	3-3	造成計画	場内の排水先が不明のため、排水経路図をご教示いただけませんでしょうか。	業務要求水準書の添付資料にて公表します。
133	業務要求水準書(案)	22	第3	3	3-3	造成計画	相当規模の切盛が発生することが想定されますが、業務要求水準書(案)には調整池に関する記載がございません。本事業においては調整池の設置は不要という理解で宜しいでしょうか。	調整池は必要ありません。しかし施工時に必要な仮設施設(濁水防止施設)は必要です。
134	業務要求水準書(案)	22	第3	3	3-3	造成計画	場内切盛土工に伴い発生する濁水の処理は、矢作川方式となるという理解で宜しいでしょうか。また、その場合、水質管理基準の指定につきましても、ご教示下さい。	濁水処理については施工前に矢作川沿岸水質保全協議会との協議が必要です。
135	業務要求水準書(案)	22	第3	3	3-3	造成計画	本施設は全域「都市公園」のため、開発許可申請は不要との理解でよろしいでしょうか。(都市計画法第29条第3項に該当：公益上必要な建築物であるため)	ご理解の通りです。
136	業務要求水準書(案)	22	第3	3	3-3	造成計画	造成計画上の制約としては、第3種風致地区の制限が対象との理解でよろしいでしょうか。(切土・盛土の高さ5m以下)	ご理解の通りです。
137	業務要求水準書(案)	22	第3	3	3-3	造成計画	第3種風致地区の切盛高さ制限は、現在の地盤高さからの増減で判断すればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。



No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
138	業務要求水準書（案）	22	第3	3	3-4	インフラ施設	給水設備、雨水排水設備、汚水排水設備、電気設備等の系統図の提示をお願いいたします CADデータがございましたら、データのご提供をお願いいたします。	業務要求水準書の添付資料にて公表します。
139	業務要求水準書（案）	22	第3	3	3-4	インフラ施設	本公園内のインフラに関する既存図面の提供をお願いします。	業務要求水準書の添付資料にて公表します。
140	業務要求水準書（案）	22	第3	3	3-4	インフラ施設	給水設備・雨水排水設備・汚水排水設備について、再整備に係る部分については、「全て撤去のうえ、敷設替え」とありますが、既存設備が流用できる可能性はございますでしょうか。	流用できる可能性はありません。
141	業務要求水準書（案）	23	第3	3	3-5	サイン計画	規模・設置数は提案に委ねられていると理解して、よろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
142	業務要求水準書（案）	22	第3	3	3-4 (2)	雨水排水設備	「池からの流出については、管渠能力計算を行うこと」とあるが、流域等算定となる基礎資料は提示してもらえますでしょうか。	必要であれば、上下水道局にて公表している資料を確認してください。
143	業務要求水準書（案）	23	第3	3	3-4 (3)	汚水排水設備	マンホールトイレの位置、構造等の資料は提示してもらえますでしょうか。	業務要求水準書の添付資料にて公表します。
144	業務要求水準書（案）	24	第3	3	3-7	植栽計画	「広場として適切な面積の芝生を植栽すること」とありますが、具体的な数値（面積、割合）はありますか。	具体的な面積等はございません。表現を修正します。
145	業務要求水準書（案）	24	第3	3	3-7	植栽計画	「バランス良く植栽」と書かれていますが、具体的にはどういうことに留意する必要があるのでしょうか。	樹種・配置が偏ることなく配置されることを求めます。全体の統一感を損ねる事無いよう考慮を求めます。
146	業務要求水準書（案）	24	第3	3	3-9	環境への配慮	公園敷地内へ再生可能エネルギー等の設備を設置することは可能と考えて、よろしいでしょうか。	可能ですが、具体的な提案内容を確認の上、判断させていただきます。
147	業務要求水準書（案）	25	第3	4		施設別の要求水準	要求水準の各室の必要面積をお示しいただくことは可能でしょうか。	面積の指定はありません。管理運営上必要な面積をご提案ください。
148	業務要求水準書（案）	25	第3	4		施設別の要求水準	別紙資料4の表記がありますが、どの時点で公表していただけるでしょうか。	業務要求水準書の添付資料にて公表します。
149	業務要求水準書（案）	25	第3	4	4-1	交通広場の要求水準	電動ゴーカートの導入台数において、電動カート（シニアカー等）を台数にカウントできるという理解でよろしいでしょうか。	電動ゴーカートのみの台数でお考え下さい。
150	業務要求水準書（案）	25	第3	4	4-1	交通広場管理棟	全体の面積に規定はないと理解して、よろしいでしょうか。	実施方針 p28をご参照ください。
151	業務要求水準書（案）	25	第3	4	4-1	交通広場の要求水準	「事業者が提案する自転車」とありますが、岡崎市が準備する自転車を使用してよろしいでしょうか。	不可とします。
152	業務要求水準書（案）	25	第3	4	4-1	交通広場の要求水準	事業者が提案するとありますが、現状の自転車とバッテリーカーは廃棄されるのでしょうか。	事業者の方で廃棄をお願いします。
153	業務要求水準書（案）	25	第3	4	4-1	交通広場の要求水準	別添資料4備品リストをお示しください。	募集要項公表時に公表します。
154	業務要求水準書（案）	25	第3	4	4-1	交通案安全広場	交通安全教室で提案を期待される電動キックボード・電動シニアカー等の購入費用は事業者で負担することになりますでしょうか。	ご理解の通りです。
155	業務要求水準書（案）	26	第3	4	4-2	研修室	研修室で飲食する事は、可能でしょうか。	可能とすることをご提案を期待します。
156	業務要求水準書（案）	26	第3	4	4-2	交通広場管理棟の諸室等に係る要求水準	トイレ便器数は小さな子連れに対応したトイレを含んだ個数か、お考えをお示しください。	含めておりません。
157	業務要求水準書（案）	26	第3	4	4-2	交通広場管理棟の諸室等に係る要求水準	その他のトイレについて小さな子連れに対応したトイレは設置しなくてもよいか、ご教示ください。	要求水準書に示す通りです。
158	業務要求水準書（案）	26	第3	4	4-2	交通広場管理棟の諸室に係る要求水準	研修室について、45名の小学生が受講できる部屋を1室設けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りですが、利用の対象は小学生に限定しておりません。また、一室を分割して使用できる仕様を望みます。業務要求水準書を修正します。
159	業務要求水準書（案）	26	第3	4	4-2	交通広場管理棟の諸室等に係る要求水準	研修室での座学ですが受講者はどのような方を対象とお考えでしょうか。	小学生や老人などが対象となる講習会のご提案を期待します。
160	業務要求水準書（案）	26	第3	4	4-2	交通広場管理棟の諸室等に係る要求水準	研修室での座学ですが受講者はどのような方を対象とお考えでしょうか。	No.159をご参照ください。
161	業務要求水準書（案）	26	第3	4	4-2	交通広場管理棟の諸室等に係る要求水準	交通広場管理棟の既存図面の提供をお願いします。	該当資料がありません。
162	業務要求水準書（案）	26	第3	4	4-2	交通広場管理棟の諸室等に係る要求水準	資器材倉庫に収容するテント、看板、セーフティーコーンなどは貴市の備品と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
163	業務要求水準書（案）	27	第3	4	4-3	レクリエーション要求水準	水遊び場で大型遊具とありますが、大型の基準をご教示ください。	複合遊具のご提案を求めます。
164	業務要求水準書（案）	27	第3	4	4-3	水遊び場	水処理のための水槽の設置は必要でしょうか。すべて上水使用でよろしいでしょうか。	水質に問題がないもので、循環式などの維持管理コストに配慮したご提案を求めます。
165	業務要求水準書（案）	27	第3	4	4-3	遊具広場	エリア内の対象年齢はどの様にお考えでしょうか。また、乳児の利用もお考えでしょうか。	エリア内で複数個所に分かれるなど、様々な年代が利用できるご提案を期待します。
166	業務要求水準書（案）	27	第3	4	4-3	レクリエーションゾーンの要求水準	「遊具広場」の要求水準として、「観覧車南側の既存の児童公園の遊具を更新」とありますが、業務要求水準書(案)P20の「ウ 遊園地ゾーン」には「ゾーン西側には、無料で遊べる複合遊具が整備されている児童公園がある」と記載されております。これは同一の児童公園のことを指しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
167	業務要求水準書（案）	27	第3	4	4-3	レクリエーションゾーンの要求水準	屋内遊戯施設の収益性を考慮すると、屋外の無料の遊具広場を充実させずぎることが難しいが、無料と有料の遊び場の棲み分けをどのように考えればよいか。	屋内遊戯施設は全天候型の遊戯施設であり、有料でも納得していただける提案を期待します。
168	業務要求水準書（案）	27	第3	4	4-3	レクリエーションゾーンの要求水準	屋内遊戯施設棟に設置する別添資料4部品リストをお示しください。	屋内遊戯施設に必要な什器・備品は提案を求めます。
169	業務要求水準書（案）	27	第3	4	4-3	レクリエーションゾーンの要求水準	「観覧車南側の既存の児童公園の遊具を更新する」とありますが、遊具の安全性を判定した記録があれば提供してください。	必要事項について、市にお問い合わせください。
170	業務要求水準書（案）	28	第3	4	4-4	屋内遊戯施設棟の諸室等に係る要求水準	屋内遊戯施設用の必要な初期投資費用について、事業者の負担となる内装工事は屋内遊び場のみであり、エントランスやトイレ等は除外すると考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書を修正します。
171	業務要求水準書（案）	28	第3	4	4-4	屋内遊戯施設棟の諸室等に係る要求水準	トイレについて、多目的は男女に各1つ設けるとあり、通常男女どちらでも使用できるものが1箇所だと思いますが、男女に分ける必要性をお示しください。	屋内遊戯施設棟は設置管理許可の施設とするため、トイレの必要便器数は提案を求めます。業務要求水準書を修正します。
172	業務要求水準書（案）	28	第3	4	4-5	公園管理事務所の要求水準	20名程度が利用できる会議室は無料貸し出し施設か有料施設にしてもよろしいでしょうか。	公用のみの貸出を無料で行うとご理解の下さい。
173	業務要求水準書（案）	28	第3	4	4-5	公園管理事務所の要求水準	会議室はどのような利用を想定しているかお考えをお示しください。	No.172をご参照ください。
174	業務要求水準書（案）	28	第3	4	4-5	公園管理事務所の要求水準	公園管理事務所の要求水準に会議室の記述がございます。この会議室について、発注者側の利用頻度はどの程度を想定されていますか。	年間で数回程度と想定しております。
175	業務要求水準書（案）	29	第3	4	4-6	人工芝	人工芝は耐用年数10年以上とありますが、改修の必要が出た場合は修繕として部分的でもその費用は市が負担いただけるのでしょうか。	部分的な修繕は日常管理での対応を求めます。
176	業務要求水準書（案）	29	第3	6	4-6	大屋根	大屋根面積は2,500㎡以上、柱の制限の規制は記入されていますが、主要用途を何でお考えになられてますでしょうか。	主要用途と仕様を合わせたご提案を期待します。
177	業務要求水準書（案）	29	第3	6	4-6	大屋根	大屋根の高さはいくらでお考えでしょうか。	風致地区での規制がありますので、H=15mまでとなります。
178	業務要求水準書（案）	29	第3	6	4-6	大屋根	地質調査資料はございますでしょうか。なければ、行われる予定はございますでしょうか。	資料があるものについては、公表します。なお、市による新規地質調査は予定しておりません。
179	業務要求水準書（案）	30	第3	4	4-7	駐車場	分散型として、駐車場に利用できるエリアは、提案に委ねられていると理解して、よろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
180	業務要求水準書（案）	30	第3	4	4-7	駐車場の要求水準	分散型駐車場の場合、駐車場を結ぶ車路はすべての駐車場が結ばれる導線となる必要があるでしょうか。	ご理解の通りです。
181	業務要求水準書（案）	30	第3	4	4-7	駐車場の要求水準	繁忙期に特別駐車場有料日として有人管理による駐車料金を徴収する日を設定することは可能でしょうか。可能な場合、有料日の上限日数や駐車料金の1回あたりの上限額についてご教授頂けますか。また、その収益を事業者の収益としてよいでしょうか。	駐車場に有料日を設定することはできません。
182	業務要求水準書（案）	30	第3	4	4-7	駐車場の要求水準	職員駐車場は利用者駐車場とは別に確保し、設置許可を得ることとありますが、公園内に従業員用の駐車場を確保することは可能でしょうか。	行政財産目的外使用での対応になります。
183	業務要求水準書（案）	30	第3	4	4-7	駐車場の要求水準	大型駐車場の駐車ます寸法の記載がありませんが、自由設計との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
184	業務要求水準書（案）	30	第3	4	4-8	再整備トイレの要求水準	再整備トイレについて、閉園時間は施錠可能な仕様としてもよろしいでしょうか。	早朝の公園利用者もいるため、施錠をしない仕様を求めます。
185	業務要求水準書（案）	30	第3	4	4-8	再整備トイレの要求水準	再整備となる梅林及び芝生広場・野鳥の森ゾーントイレの既存図面の提供をお願いします。	公表します。
186	業務要求水準書（案）	31	第3	5		建築物の機能及び性能等に関する要求水準	構造計画で構造体の耐震性など要求水準がありますが、新設の建築物のみで、改修する既存施設は該当しないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
187	業務要求水準書（案）	34	第4	2	2-1	業務全般	一部を除いて閉園とありますが、一部とは梅林と芝生広場と駐車場という解釈でよろしいでしょうか。	No.9をご参照ください。
188	業務要求水準書（案）	35	第4	2	2-2	事前調査業務	イ テレビ電波障害の調査について、調査方法については事業者の提案による、との理解でよろしいでしょうか。	対象住民が納得できる調査を求めます。
189	業務要求水準書（案）	35	第4	2	2-2	事前調査業務	既存施設のアスベスト調査の状況を教えて頂けないでしょうか。調査が未実施の場合に、アスベスト調査結果による費用が変動する事が十分に考えられますが、その場合は追加変更として、理解して、よろしいでしょうか。	書面調査（平成18年9月以前に建築された施設）により、廃止施設はアスベスト含有であると認識しております。
190	業務要求水準書（案）	35	第4	2	2-3 ア	設計業務 （建築・土木）	本業務に関するボーリング調査は行ってないと記載がありますが、過去の当該公園整備事業のボーリングデータがあれば、ご提供ください。	No.178をご参照ください。
191	業務要求水準書（案）	35	第4	2	2-3 ア	ボーリング調査	建物の基礎情報を含んだ既存建物図面が今後公表されるとの理解で宜しいでしょうか。 「ボーリング調査は行ってない」とありますが、ボーリングデータがない場合は、既存建物の基礎情報を用いて、必要な建物基礎・杭を検討したいと考えます。	No.178をご参照ください。
192	業務要求水準書（案）	35	第4	2	2-3 ア	設計業務 （建築・土木）	地質調査の結果、提案内容を変更することは可能でしょうか。	調査結果に基づき、どのように提案内容を変更する必要があるのか競争的対話等の場でご教示ください。
193	業務要求水準書（案）	35	第4	2	2-3 ア	設計業務	貴市による本業務に関するボーリング調査をされていないようですが、提案書提出までの間に調査実施することは可能でしょうか。	基本的に営業中は認められません。ただし、事業者の方で必要であると判断された場合、詳細計画等を基に市と協議になります。
194	業務要求水準書（案）	37	第4	2	2-4 （4）	建設期間中	公園内での搬入車両の規制はありますでしょうか。	ありません。
195	業務要求水準書（案）	39	第4	2	2-5 （1）	全般事項	「必要な調査を実施のうえ、解体撤去」とあるが、現状の状況をお示しくください。また、調査のうえ示されていない部分で特殊な処分が必要な場合についての対応も示してください。	No.189をご参照ください。
196	業務要求水準書（案）	39	第4	2	2-5 （1）	解体撤去工事業務	解体を行う既設建物及び改修を予定する既設建物のアスベスト調査データの提供をお願いいたします。	No.189をご参照ください。
197	業務要求水準書（案）	39	第4	2	2-5 （1）	解体撤去工事業務	解体撤去工事において、募集要項等の資料で予見できないアスベスト等が必要なちょうさを実施し、処理が必要になった場合の追加費用は清算頂けると理解してよいでしょうか。	No.189をご参照ください。
198	業務要求水準書（案）	40	第4	2	2-5 （1）	解体撤去工事業務 全般事項	「事業者は、アスベストについて、関係法令等に定められた方法により、適切に処分を行うこと」とありますが、提案段階ではアスベストの含有状況が把握できず、PFI事業費に処理費用を反映できません。調査費用をPFI事業費に見込んで提案させて頂き、事業者が調査した結果、アスベストが含有されていた場合は、処分費を別途市にてご負担いただくとの理解で宜しいでしょうか。	No.189をご参照ください。
199	業務要求水準書（案）	41	第4	2	2-6 （2）	実施体制	建設業務責任者と現場代理人の兼務は認められるでしょうか。	兼任は認めます。
200	業務要求水準書（案）	46	第4	2	2-9	備品等設置業務	「既存公園施設に備えられている備品についてはそのまま利用し」とありますが、そのリストと備品の状態が分かる資料を提供してください。	業務要求水準書を修正します。
201	業務要求水準書（案）	46	第4	2	2-9	備品等設置業務	必要な備品は開業準備費用として建設費用から拠出と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
202	業務要求水準書（案）	47	第4	2	2-10	所有権移転業務	ここでの登記とは、市の所有権の明示と言う事でしょうか。SPC所有の登記を行う場合、サービス対価にその費用が含まれていると推測しますが、よろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
203	業務要求水準書（案）	47	第4	2	2-12	国庫等補助金申請補助	公告時には、申請される予定の補助金メニューは公表されるのでしょうか。それにより、借入額も変わるため、公表して頂きますようお願いいたします。	確定出来次第、公表予定です。
204	業務要求水準書（案）	48	第5	1	1-4	業務実施上の留意点	業務計画書や運営事業全体計画書、年度業務計画書など、様々な計画書がありますが、P43完成図書の提出欄のように提出書類をまとめていただくなど、わかりやすくご教示をお願いします。	整理します。
205	業務要求水準書（案）	48	第5	2	2-1	開業準備業務	事業者は前指定管理者から既存公園施設の運営に関して必要な業務内容、マニュアル等の引継ぎを行うとありますが、引継ぎ期間はいつからいつまでを想定されていますか。	前指定管理者の業務期間終了となるR5年度末の予定です。
206	業務要求水準書（案）	49	第5	2	2-2	開園式典業務	開園式典業務について、「開業準備業務期間中に実施」とありますが、前述の業務の期間(供用1年前)との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
207	業務要求水準書（案）	49	第5	2	2-2	開園式典業務	利用者ファーストの公園を作るにあたって、開園式についても、関係者だけのクローズな式典にするのではなく、一般のお客さまにもワクワクしてもらえるようなイベントを同時開催するなど、ブランディングの一環として企画したい。その際の広報支援やゲストへの謝金について、市から支援いただくことは可能でしょうか。開園式の内容についても、市と協議しながら面白いものにしたいです。	発注者としても広報活動と積極的に行っていきたいと考えておりますが、謝金などの詳細については今後ご協議させていただきます。
208	業務要求水準書（案）	49	第5	2	2-2	開園式典業務	通常、市が実施される開園式典概要を教えてくださいませんか。	国、県、市の行政関係者、議員、地元総代等を招いて行うクローズドな催しです。
209	業務要求水準書（案）	49	第5	2	2-2	開園式典業務	[開園式典支援業務に必要な資材及び消耗品など]の積算が困難です。必要経費若しくは資材・消耗品リストの提示をお願い致します。	利用者に広く周知できるような式典内容をご検討いただき、必要な資材及び消耗品のご提案を求めます。
210	業務要求水準書（案）	51	第6	1	1-4	対象施設	再整備トイレや木橋が運営業務に入っています。清掃や点検は維持管理で示されていますが、再整備トイレや木橋でどのような運営を想定されているかお考えをお示してください。	非常時対応業務や事業期間終了時の引継ぎ業務が該当します。
211	業務要求水準書（案）	51	第6	1	1-5 (1)	運営業務統括責任者	公園施設の経験とありますが、都市公園等に限定でなく、幅広く経験値を認めて頂く事を期待します。	公園施設の運営に関する豊富な経験に加え、施設全体の運営能力を求めます。
212	業務要求水準書（案）	51	第6	1-1	1-5 (1)	運営業務統括責任者	運営業務統括責任者と運営業務責任者の兼務は認められるでしょうか。	各々が担う役割を確実にを行うことができる限りにおいて兼務は可能です。
213	業務要求水準書（案）	51	第6	1-1	1-5 (1)	運営業務統括責任者	運営業務統括責任者と事業統括責任者の兼務は認められるでしょうか。	各々が担う役割を確実にを行うことができる限りにおいて兼務は可能です。
214	業務要求水準書（案）	51	第6	1	1-5 (2)	運営業務責任者	運営業務責任者を配置する業務区分は下記の認識でよろしいでしょうか。 ・施設運営業務 ・受付・対応業務 ・利用料金収受及び還付業務 ・広報・誘致業務 ・非常時対応業務 ・事業期間終了時の引継ぎ業務	ご理解の通りです。
215	業務要求水準書（案）	51	第6	1	1-5 (2)	運営業務責任者	運営業務責任者は他の運営業務責任者を兼務することは可能でしょうか。	各々が担う役割を確実にを行うことができる限りにおいて兼務は可能です。
216	業務要求水準書（案）	51	第6	1	1-5 (2)	運営業務責任者	運営業務責任者は非常駐でよろしいでしょうか。	可能です。運営業務責任者が不在の際も常駐時と同様な対応が可能な体制構築が条件となります。
217	業務要求水準書（案）	51	第6	1	1-5 (1)(2)	(1)運営業務統括責任者 (2)運営業務責任者	責任者の資格基準は具体的にあるのでしょうか？	具体的な資格基準は設けておりません。経験年数等をお示しいただくことを期待します。
218	業務要求水準書（案）	53	第6	1	10	(3)公園南側店舗との連携	説明会での説明内容と記載された内容とはニュアンスが違うと思われるので、説明会での内容明記をお願いしたい。	業務要求水準書を修正します。
219	業務要求水準書（案）	52	第6	1	1-7 (1)	業務報告書	維持管理業務に関する日報とありますが、運営業務に関する日報との解釈でよろしいでしょうか。	業務要求水準書を修正します。
220	業務要求水準書（案）	53	第6	1	1-10 (3)	業務実施上の留意点	公園南側の店舗との協定を締結等と記載されていますが、その理由を具体的にお示してください。	業務要求水準書を修正します。
221	業務要求水準書（案）	53	第6	1	1-10 (3)	公園南店舗との連携	「事業者は公園南側の店舗との間で・・利用サービスを与える協定を締結するなど」とありますが、優先交渉権者として選定され事業契約締結後に公園南側の店舗と交渉し協力を得られない場合は要求水準書不履行となるのでしょうか。	業務要求水準書を修正します。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
222	業務要求水準書（案）	53	第8	1	1-10 (3)	公園南側店舗との連携	公園南側の店舗との間で店舗の食材・飲料の購入と引き換えに店舗駐車場の利用サービスを与える協定を締結するなど、明記されておりますが、駐車場利用を踏まえた協定を締結できると考えておられるのでしょうか。ご教授下さい。	業務要求水準書を修正します。
223	業務要求水準書（案）	53	第6	1	1-10 (3)	公園南側店舗との連携	公園南側店舗の運営会社様は本事業に対してご理解して頂いており、前向きに協力して頂ける前提でよろしいでしょうか。	業務要求水準書を修正します。
224	業務要求水準書（案）	53	第6	2	2-1 (1)(2)	施設の利用時間等	利用時間延長及び休業日の営業について、事前に市へ協議書を提出とありますが、事前とはいつまでのことでしょうか。	日常的なルーティンの変更であれば、条例改正しますので開園1年前までに。イベント的な変更であれば、協議書を以って行います。その際はできるだけ速やかに願います。
225	業務要求水準書（案）	53	第6	2	2-1 (1)(2)	施設の利用時間等	利用時間帯及び休業日の変更について、議会承認等の手続きを経るのは岡崎市との認識でよろしかったでしょうか。	ご理解の通りです。
226	業務要求水準書（案）	54	第6	2	2-1 (3)	自動販売機	アルコール類は飲食店での販売は可能でしょうか。タバコは専用の喫煙ブースを設置することは可能でしょうか。	ご理解の通りです。
227	業務要求水準書（案）	54	第6	2	2-2 (1)	既存施設	既存施設の利用料金を変更しようとする場合は、いつどのように手続きを行うのでしょうか。	都市公園条例に定めた利用料金を変更するには、条例を改訂する必要があります。議案の提出は、議会の3カ月前に改定内容と理由を庁内で認知を図ります。議決後、利用料金変更の周知期間を3カ月～6カ月程度必要になります。
228	業務要求水準書（案）	54	第6	2	2-2 (1)	既存施設	100円を上限として設定してありますが、今後物価の上昇や光熱水費上昇があった場合、100円の上限が変更されることはありますでしょうか。	想定の上昇となりますので、事象が起こった際に協議とさせていただきます。
229	業務要求水準書（案）	54	第6	2	2-2 (1)	既存施設	「既存施設の利用料金」については、条例等で上限額等設定されているが、エネルギーコストの上昇等に伴い、上限額の変更は可能なのでしょうか。	想定の上昇となりますので、事象が起こった際に協議とさせていただきます。
230	業務要求水準書（案）	54	第6	2	2-2 (1)	利用料金	既存施設の利用料金は、電気代の高騰により年間維持費が厳しくなる中、遊園地の電動施設も料金改定は可能でしょうか。	想定の上昇となりますので、事象が起こった際に協議とさせていただきます。
231	業務要求水準書（案）	54	第6	2	2-2 (3)	既存施設	水遊び場について、利用料金の上限の定めはありますでしょうか。	上限の設定はありません。無料で水遊び場に加え、有料の水遊び場を設置することは可能であり、屋内施設と併せた料金設定など柔軟なご提案を期待します。
232	業務要求水準書（案）	54	第6	2	2-3	利用料金	施設の利用者から得る受講料とありますが、市内小学校3年生への自転車安全講習会費用収入（事業者スタッフが補助指導）は、ありますでしょうか。	市内小学校3年生への自転車安全講習会は公用と位置付けているため、受講料は発生致しません。
233	業務要求水準書（案）	54	第6	2	2-3	利用料金	一定以上の利益の市への還元を求めると在りますが、民間の経営努力により発生した成果は公園運営の販促費等の原資として還元できるようにできないでしょうか。	一定以上の利益は事業者の利益としていただいております。それ以上の利益が出た場合の取決めになります。
234	業務要求水準書（案）	54	第6	2	2-3	利用料金収入の取り扱い	「一定以上の利益については、プロフィットシェアによる市への還元を求める」とありますが、「一定以上」及び「プロフィットシェア」の具体的な水準をご教示願います。	支払方法説明書にて、公表します。
235	業務要求水準書（案）	54	第6	2	2-3	利用料金体系及び水準等	利用料金が発生するのは有料公園施設（①既存施設の遊園地の乗り物、②既存施設の交通広場の乗り物、③屋内遊戯施設、④水遊び場の有料化提案）と理解しましたが相違ないでしょうか。	ご理解の通りです。
236	業務要求水準書（案）	54	第6	2	2-3	利用料金収入の取り扱い	自由提案施設の契約主体がSPCでなく自由提案施設実施企業であった場合、自由提案施設の利益はプロフィットシェアの対象外と理解してよいでしょうか。	ご理解の通りです。
237	業務要求水準書（案）	54	第6	2	2-3	利用料金	利用料金収入が減少した場合でも、サービス購入費による補てんは原則として行わないとありますが、原則外の場合をお示しください。例えば、不測の事態での閉園・大型遊具の故障や入替に伴う収入減の場合などの補てんはないのでしょうか。	パンデミックによる長期閉園等を想定しております。
238	業務要求水準書（案）	54	第6	2	2-3	利用料金収入の取り扱い	「利用料金収入等が減少した場合、補てんは原則行わない」としているが、コロナ感染等の外的要因で減少した場合の対応については補てん対象としてほしい。	原則以外の場合については、事象が起こった際に協議とさせていただきます。
239	業務要求水準書（案）	55	第6	3	3-1 (2)	日常運営業務	利用状況の把握とありますが、現在入園者数はどのような方法でカウントしていますでしょうか。	遊園地遊具の利用状況から算出しております。再整備後は、更に精度の高いカウント方法の導入を期待します。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
240	業務要求水準書（案）	55	第6	3	3-1 (2)	要求水準	水準書P29に管理事務所の要求水準が記載されており、管理事務所が一般的な管理事務室のように記載されていますが、管理事務所と管理事務室の違いについてご教示をお願いします。	公園管理事務室は、公園管理事務所の諸室の内の一つです。
241	業務要求水準書（案）	55	第6	3	3-1 (2)	要求水準	「救急薬を備える」とありますが、薬の譲渡は副作用やアレルギー発生リスクがあるため、行わない方がよいと認識しておりますが、備えが必要でしょうか。	外傷などに対応できる救急薬の備えを求めています。
242	業務要求水準書（案）	55	第6	3	3-1 (2)	要求水準	屋内遊戯施設において、全ての年齢が同時に利用できる複合遊具の設置することとありますが、安全管理上年齢制限を設けることはできるのでしょうか。	可能です。
243	業務要求水準書（案）	55	第6	3	3-1 (2)	要求水準	屋内遊戯施設において、複合遊具の設置が必須である理由をお教えてください。	限られた空間で冒険心がくすぐられるような遊具の導入を考えた結果、複合遊具が適していると判断しました。
244	業務要求水準書（案）	56	第6	3	3-1 (3)	屋内遊戯施設に関する運営業務	運営独立採算の範囲における、ランニングでの使用料（設置許可料など）は発生しないと考えてよいのか。	業務要求水準書を修正します。
245	業務要求水準書（案）	56	第6	3	3-1 (4)	交通教室補助業務	交通教室の補助内容について、具体的にご教示をお願いします。	送迎バスの受入れ、施設・備品の貸出、施設の説明等を想定しております。
246	業務要求水準書（案）	56	第6	3	3-1 (4)	交通教室補助業務	学校が開催する交通教室補助業務の項目内に「事業者の提案を求める」とありますが、学校に対する提案という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
247	業務要求水準書（案）	56	第6	3	3-1 (4)	自転車教室	教室運営に際しては、安全指導講習を履行したスタッフは何名必要でしょうか。	必要ありません。
248	業務要求水準書（案）	56	第6	3	3-1 (4)	研修室	研修室は民間自主事業で使用することは可能でしょうか。	No.172をご参照ください。
249	業務要求水準書（案）	56	第6	3	3-1 (4)	研修室	研修室を一般利用者に貸し部屋として運用した場合の料金設定についてお考えをお示してください。	No.172をご参照ください。
250	業務要求水準書（案）	58	第6	3	3-1 (6)	水遊び場	水遊び場の水は、上水を使用することが原則でしょうか。	No.164をご参照ください。
251	業務要求水準書（案）	58	第6	3	3-2	各種問い合わせに対する対応	他の自治体からの行政視察が増えることが想定されますが、そのとりまどめは市にお願いできますでしょうか。事業者で対応する場合は、視察料の徴収を許可いただけるとありがたい。	市が対応しなければならない場合を除き、事業者で対応をお願いします。その場合、視察料の徴収は構いません。
252	業務要求水準書（案）	58	第6	3	3-2	利用券による利用手続き	回数券について、南公園遊戯施設と屋内遊戯施設どちらでも使える共通回数券を制作する必要があるでしょうか。屋内遊戯施設の値段設定によっては共通回数券のつくり方が難しくなるかもしれません。	必要はありません。
253	業務要求水準書（案）	58	第6	3	3-2	現金による利用手続き	屋内遊戯施設の利用について、予約制を一部採用した場合、利用者の利便性向上の観点から予約段階での事前決済も方法として取り得るが問題はないか。	問題ありません。
254	業務要求水準書（案）	58	第6	3	3-4	施設パンフレット	市内のほかの主要施設にパンフレットを置くと良いとは思いますが、市の方で配布する分のパンフレットの費用負担はどのような扱いになるのでしょうか。	パンフレット作製の費用は事業者負担を想定しております。
255	業務要求水準書（案）	58	第6	3	3-2 (1)	使用案内	鍵等の授受等とありますが、どのような状況を想定されているかお考えをお示してください。	業務要求水準書を修正します。
256	業務要求水準書（案）	59	第6	3	3-2 (4)	利用手続き	利用券の発券数・遊具毎の利用状況を開示ください。	業務要求水準書の添付資料にて公表します。
257	業務要求水準書（案）	59	第6	3	3-2 (4)	利用手続き	利用券を岡崎市・団体で購入し配布提供している事はありますでしょうか。	ありません。
258	業務要求水準書（案）	59	第6	3	3-2 (4)	利用手続き	現在、遊具等の利用において利用券の割引・減免している対象はございますでしょうか。	ありません。
259	業務要求水準書（案）	60	第6	3	3-3 (1)	利用料金の収受	電子マネーやスマホQRコード決済などの徴収は宜しいでしょうか。	問題ありません。
260	業務要求水準書（案）	60	第6	3	3-3 (1)	利用料金体系及び水準等	駐車場の有料化は可能でしょうか。	不可とします。
261	業務要求水準書（案）	61	第6	3	3-3 (4)	利用料金還付	利用料金の還付対象となる事象をお教え下さい。（野球場・テニスコート・その他）また利用券の還付は含まれますでしょうか。	都市公園条例で回数券は、使用期限を定めていないため原則、指定管理者が変わっても使用可能です。市民の皆さまには、令和5年度内での使用を促す周知を行います。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
262	業務要求水準書（案）	61	第6	3	3-4 (1)	広報活動	現在の施設利用促進のための、ポスター・パンフレット・チラシ等の作成数・掲示先・各配布数をお教えください。	ご提案ください。
263	業務要求水準書（案）	61	第6	3	3-4 (3)	広報媒体	愛知県岡崎市公式観光サイト内でのホームページ作成とありますが、他サイトでもホームページを運用してよろしいでしょうか。	問題ありません。
264	業務要求水準書（案）	61	第6	3	3-4 (3)	広報媒体	市政だより・市機関紙・市観光サイトの掲載費用が有償の場合、その費用をお教えください。	市政だより等市が作成している媒体は基本無料です。関連媒体（地元観光冊子）等は製作元にご確認ください。（市が広告を出した媒体の一覧はご提供できます）
265	業務要求水準書（案）	64	第6	3	3-5 (1)	非常時の対応	人的被害・物的被害の場合、施設の管理に瑕疵がある被害について、市・事業者は被害者に対する賠償責任を負わなければならないとされていますが、市が業者と保守維持管理契約される大型遊具の場合は、遊具業者の保険等に対応する等、指定管理者はその賠償責任を負わないという理解でよろしいでしょうか。	日常点検で予見、感知できた瑕疵であるかの判断によります。
266	業務要求水準書（案）	63	第6	3	3-5 (3)	応急手当	事業者が公園の利用制限を行うとありますが、岡崎市が営業に制限をかけることはあるかお考えをお示してください。	広域避難所に指定されています。災害時には利用制限を行う可能性があります。
267	業務要求水準書（案）	63	第6	3	3-5 (3)	応急手当	ドクターヘリの離着陸はどこを想定されており、新設施設の場合の要件はありますでしょうか。	離着陸用の場所の確保は必要ありません。
268	業務要求水準書（案）	63	第6	3	3-5 (3)	応急手当	非常時にドクターヘリが公園に到着した際はとありますが、現状どの場所を想定されていますでしょうか。現行の運動場を多目的広場に機能変更し1/3を大屋根で施工した場合、ヘリの着地場として可能なのでしょうか。	離着陸用の場所の確保は必要ありません。
269	業務要求水準書（案）	64	第6	3	3-6 (2)	応急手当	業務の引継ぎについて、等々力緑地の関係者へ紹介・協力とは誤字でよろしかったでしょうか。	ご指摘の通りです。
270	業務要求水準書（案）	66	第7	1	1-1	維持管理業務に関する要求水準	水光熱費の支払いは事業者の業務所掌に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
271	業務要求水準書（案）	66	第7	1	1-4	実施体制	維持管理業務統括責任者と維持管理業務責任者の兼務は認められるでしょうか。	各々が担う役割を確実にを行うことができる限りにおいて兼務は可能です。
272	業務要求水準書（案）	67	第7	1	1-7	業務報告書	日報の提出方法について業務の効率化のために、メール等での提出ではなく、ドライブ上のデータを双方で閲覧できるようにするなどのITを活用した工夫をしたいと思うが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
273	業務要求水準書（案）	69	第7	2	2-1 (1)	(1)②業務の対象範囲	交通広場内の展示物である電車（2台）や消防車の取扱いについては、業務要求水準書（案）に記載がございませんが、更新等は不要で、撤去・処分が可能との理解で宜しいでしょうか。	再整備時に活用できるようであれば、活用していただき、不要であれば適切な処分を求めます。
274	業務要求水準書（案）	70	第7	2	2-1 (1)	iii) 法定点検	市の行う点検の現場対応を行うこと、との記述がございます。この記述の下にある表内の業務が市の行う点検、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
275	業務要求水準書（案）	72	第7	2	2-1 (2)	特記事項	④なかよしの塔⑤噴水の修理費用負担は岡崎市様で宜しいでしょうか。	要求水準書P71をご参照ください。
276	業務要求水準書（案）	74	第7	2	2-1 (2)	修繕	1件あたり100万円未満の修繕については、年間総計額の上限は考えられていますでしょうか。	年間総計額の上限は設定しておりません。
277	業務要求水準書（案）	79	第7	2	2-4 (2)	その他園内	梅の剪定について、専門技能者とはどのような資格保持者のことかご教示をお願いします。	樹木剪定の経験がある者を想定しています。業務要求水準書を修正します。
278	業務要求水準書（案）	81	第7	2	2-5 (1)	園地・園路清掃（園内全域）	電気事業者の鉄塔用地施設の詳細場所についてご教示をお願いします。	業務要求水準書の添付資料にて公表します。
279	業務要求水準書（案）	81	第7	2	2-5 (1)	園地・園路清掃（園内全域）	灰皿を定期的に清掃しとありますが、分煙による灰皿の設置場所は指定がありますでしょうか。	他の来園者に影響がない場所に喫煙スペースを確保してください。
280	業務要求水準書（案）	82	第7	2	2-5 (2)	交通広場展示物清掃委託	D51の清掃について、公園閉鎖期間中も業務として必要かお示ください。	必要ありません。
281	業務要求水準書（案）	82	第7	2	2-5 (2)	特記事項	D51 688号蒸気機関車保存協会の連絡先の開示頂けませんか。	公表はできません。市を通じて連絡は可能です。
282	業務要求水準書（案）	82	第7	2	2-5 (2)	特記事項	Hsst車両・名鉄電車・消防車・D51は岡崎市様の所有資産で宜しいでしょうか。交通広場再整備に伴い撤去が必要となった場合それらの撤去処分費用は市の負担として検討いただけますでしょうか。	再整備時に活用できるようであれば、活用していただき、不要であれば適切な処分を求めており、費用は事業者負担となります。

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
283	業務要求水準書（案）	86	第8	1	(2)	実施条件	利用者からの利用料金収受とありますが、「利用料金の定義」についてご教示をお願いします。	SPCが指定管理を行う施設において、市の条例に規定された利用者が支払う利用料金のことです。
284	業務要求水準書（案）	86	第8	1	(2)	実施条件	イベント等で利用者からの利用料金収受が発生する自主事業を実施し、事業者には行政財産使用料等の費用が発生する場合、当該費用の積算基準をご教示願います。	事業者が指定管理者として行う自主事業であれば、市と協議の上、イベント等を行うことは可能です。その際の使用料金は発生しません。第三者がイベント等を行う場合は、指定管理者として岡崎市都市公園条例に基づき許可業務を行い、料金を徴収して下さい。イベントの内容に疑義がある場合は市に相談して下さい。
285	業務要求水準書（案）	87	第8	1	(2)	実施条件	民間自主事業におけるセミナーは、当該公園以外の場所で実施することは可能か、他のセミナーの一環として実施するものは1回にカウントして頂けるお考えはありますでしょうか。	当該公園で実施するものをカウントします。
286	業務要求水準書（案）	87	第8	1	(2)	実施条件	宿泊を伴うようなイベントの実施は可能でしょうか。	イベントの内容によって判断します。
287	業務要求水準書（案）	87	第8	1	(2)	実施条件	公園に内における火器を使用するイベントの規定はありますでしょうか。	イベントの内容によって判断します。
288	業務要求水準書（案）	87	第8	1	(3)	自由提案施設の留意点	事業者が所有とありますが、本体事業への影響などを勘案し、金融機関のモニタリングなども影響すると思いますので、施設所有を構成企業等、別所有とすること認めて頂けないでしょうか。	SPCを構成する企業、その他の企業による所有を認めます。
289	業務要求水準書（案）	87	第8	1	(3)	自由提案施設の留意点	自由提案施設の設置管理許可使用料は、自由提案施設のどの面積となりますか。	建築物の場合は建築面積、工作物の場合は設置面積及び垂直投影面積となります。
290	業務要求水準書（案）	87	第9	2	(3)	実施条件	利用料金収受の発生がない民間自主事業は減免対象とありますが、何が減免されるのかご教示をお願いします。	使用料です。
291	業務要求水準書（案）	—	—	—	—	—	別添資料各種は募集要項の公表前に開示されることがないのでしょうか。	図面等の資料は公表します。
292	該当資料なし	—	—	—	—	—	既存の交通広場、遊園地案内所に既設の防犯カメラが設置されていますが、再整備後にも設置が必要でしょうか。ご教示願います。	必要になります。業務要求水準書を修正します。
293	該当資料なし	—	—	—	—	—	農業用水の取り扱いについて、生産組合との委託内容があれば明示していただきたい。	委託はありません。
294	該当資料なし	—	—	—	—	—	既存の福祉売店はどのような扱いになるのでしょうか。お考えをご教示願います。	再整備に伴い、売店は閉店します。
295	該当資料なし	—	—	—	—	—	公園内で未開設部分はあるかご教示をお願いします。	ありません。
296	該当資料なし	—	—	—	—	—	多目的芝生広場や大屋根で入場料を徴収する催しを開催することはできませんでしょうか。	可能です。